

# 環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年7月28日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「（仮称）向ヶ丘遊園駅前地区再開発事業」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

## 1 指定開発行為者

旭化成ホームズ株式会社  
代表取締役 岡本 利明  
東京都新宿区西新宿2丁目3番1号

## 2 指定開発行為の名称及び種類

### （1）名称

（仮称）向ヶ丘遊園駅前地区再開発事業

### （2）種類

住宅団地の新設（第3種行為）

## 3 指定開発行為を実施する区域

川崎市多摩区登戸2137-2ほか

## 4 指定開発行為の目的及び内容

### （1）目的

共同住宅の建設

### （2）内容

ア 開発区域面積	4,487.0㎡
イ 計画人口（計画戸数）	773人（254戸数）
ウ 土地利用計画	
（ア）共同住宅・店舗棟	2,994.1㎡
（イ）緑化地	684.6㎡
（ウ）車路	51.1㎡
（エ）駐輪場	26.4㎡
（オ）歩行者路・通路等	730.8㎡
エ 建築計画	

(ア)構 造	鉄筋コンクリート造
(イ)階 数	地下2階、地上23階
(ウ)高 さ(m)	79.0m
(エ)建築面積(m <sup>2</sup> )	2,994.1 m <sup>2</sup>
(オ)延べ面積(m <sup>2</sup> )	36,874.2 m <sup>2</sup>

## 5 指定開発行為の施行期間

着手予定：平成18年3月

完了予定：平成20年3月

## 6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

### (1) 期 間

平成17年7月28日(木)から平成17年8月26日(金)まで  
ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。

### (2) 場 所

川崎市：多摩区役所、多摩区役所生田出張所、川崎市役所(環境局環境評価室)  
世田谷区：世田谷区役所環境総合対策室環境課  
調布市：調布市役所環境部環境保全課

### (3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

(世田谷区は午前9時30分から午後4時30分まで)